

# 日本船舶及び船員の確保に関する基本方針について

## 1. 目的

安定的な海上輸送の確保を図るために必要な 日本船舶の確保、日本人船員の育成及び確保 その他関連措置に関する 施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海上運送法に基づき、国土交通大臣が基本方針を定める。

## 2. 基本方針の要旨

### (1) 具体的内容

- ①日本船舶及び船員の 意義及び目標、②政府が実施すべき施策、③船舶運航事業者等が講ずべき措置、④日本船舶・船員確保 計画の認定、⑤その他（関係者の協力、施策の評価の実施）についての基本的な事項

### (2) 日本船舶及び船員の確保の目標

#### 国際海上輸送

外航日本船舶：平成20年度からの 5年間で  
隻数を2倍

外航日本人船員：平成20年度から 10年間で  
1.5倍

※ 外航日本船舶及び外航日本人船員の必要規模：約450隻、約5,500人

#### 国内海上輸送

5年後、10年後に船員不足が生じることのないよう内航船員の確保及び育成を図る。

※ 内航船員は、5年後に1,900人、10年後に約4,500人不足する見通し

### (3) 日本船舶・船員確保計画の認定

#### 国際海上輸送（トン数標準税制）

- 1) 認定申請者：対外船舶運航事業者
- 2) 計画期間：5年間
- 3) 認定基準：
  - (外航日本船舶) 5年間で2倍以上
  - (外航日本人船員)
    - ・ 3級海技士免許の取得に必要な乗船履歴を取得するため、外航日本船舶の隻数に応じた人数の養成を自ら行う（外部委託を含む。）。
    - ・ 外航日本籍船の隻数に応じた人数を確保。
    - ・ 外航日本人船員が 減少しない計画。
    - ・ 外航日本人船員の 採用増（中途採用、退職者等の積極活用を含む。）、訓練の充実等に資する具体的な措置。等

#### 船員の育成・確保のための計画

- 1) 認定申請者：船舶運航事業者、船舶貸渡業者、船舶管理会社等
- 2) 計画期間：3～5年間
- 3) 認定基準：
  - ・ 船員としての経験がない者等を計画的に採用及び訓練すること等であること。
  - ・ 次のいずれかに該当すること。
    - グループ化の促進
    - 船員の資格取得の促進
    - 新規供給源（退職自衛官、女子船員等）からの採用促進 等